

# 山梨県公報

第千九百七号

平成二十年

十二月八日

月 曜 日

## 目次

団体営土地改良事業の完了	六六九
訓令	六六九
職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令	六六九
公安委員会	六六九
技能検定員等審査の実施	六六九

## 告示

### 山梨県告示第五百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、新田地区土地改良事業共同施行施行委員長細田久から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年十二月八日

山梨県知事 横内正明

土地改良事業名	地区名	工事を完了年月日
区画整理事業	新田地区	平成二十年十一月二十八日

## 訓令

### 山梨県訓令第十六号

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出先機 関 庁

平成二十年十二月八日

山梨県知事 横内正明

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令  
職員の駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中十九の項を二十の項とし、十の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、九の項の次に次の一項を加える。

十 総合県税事務所	自動車税に関する業務	笛吹市石和町唐柏
-----------	------------	----------

### 附則

この訓令は、平成二十一年一月一日から施行する。

## 公安委員会

### ● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成二十年十二月八日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂紀彦

### 一 審査の種類

#### 1 技能検定員審査

- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。)及び大型自動車第二種免許等(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。)に係る各技能検定員審査
- 2 教習指導員審査

- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十一年一月十九日(月)、一月二十一日(水)及び一月二十三日(金)の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十年十二月二十二日(月)から平成二十一年一月九日(金)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万四千七百円

(二) 普通自動車免許  
二万五百円

(三) 特定第一種運転免許  
一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等  
二万二千四百五十円

(五) 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円

(二) 普通自動車免許  
一万二千百五十円

(三) 特定第一種運転免許  
九千五百円

六 その他

(四) 大型自動車第一種免許等  
一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。